

「2021年度安全保障貿易管理に関する要望」について

政策業務第二グループ

安全保障貿易管理委員会では、毎年度、安全保障貿易管理に関する法令・制度改正や実務面での対応を求める要望書を取りまとめ、経済産業省へ提出しています。2021年度は7項目の要望を取りまとめ、7月20日に経済産業省貿易管理部へ提出しました。要望項番7については、2020年度に続き、所管する資源エネルギー庁原子力政策課へ提出しました。

返品輸出の手続き簡素化や輸出許可証の早期交付、該非判定書の書式統一は安全保障貿易管理業務の効率化を図るものであり、早期実現が望まれます。また、わが国の安全保障貿易管理に大きな影響を与える米中両国の経済安全保障政策への適切な対応と官民連携の一層の強化については、商社のみならず産業界全体にとって喫緊の課題であり、当会としても要望実現に向けて今後当局と意見交換を行ってまいります。

2021年度安全保障貿易管理に関する要望

2021年7月20日
一般社団法人日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

項番	要望タイトル	要望の具体的内容	要望理由・背景	考えられる改善案
1	輸入したリスト規制貨物の返品輸出における手続き簡素化	輸入したリスト規制貨物を輸出先(輸入取引の仕入先、仕入れ国)へ返品する際、E/Lの取得手続きを簡素化して頂きたい。	輸入したリスト規制貨物に不具合があった場合、輸入取引における仕入先へ返品することとなるが、目的はあくまで返品であり、リスト規制貨物の輸出をすることを目的としておらず、また用途としても問題になるとは考えにくい。	返品を目的とする仕入先への輸出についてはE/Lの取得手続きが簡素化されるよう、輸出貿易管理令を改正して頂きたい。
2	貨物の再輸出・再販売・再移転に係る事前同意条件の有期化	E/L取得時において左記事前同意条件を原許可取得後一定年数(例えば10年)に限る措置を追加頂きたい。	現在の事前同意条件は半永久的に適用されるものであり、例えば15年前に行われた輸出において、輸出者の文書保管期限を過ぎており、需要者においても誓約書の実効性確保に困難を来しているケースがある。	輸出国、貨物、需要者(例えば本邦企業の海外生産子会社)次第によっては左記事前同意条件の適用を有期とする。
3	規制番号国際化への対応	経済産業省と三団体の会合を継続して開催し、対応に関する情報を共有頂きたい。	NACCSシステム改善も含めたおよその対応スケジュールは共有頂けたが、省令番号とEU番号の照合作業など、経済産業省とEU間で依然対応中のもも残っていると理解している。	最新情報を引き続き共有を頂きたい。
4	輸出許可証の早期交付	輸出許可審査から交付までの期間の短縮化を図って頂きたい。	需要者より納期短縮を強く要望されているため。	審査のシステム化などにより交付までの時間短縮が可能になると思われる。
5	該非判定書の書式統一	全業種へ統一フォームでの該非判定書作成を(義務付けは不可能と思いますが)推奨として頂きたい。また、米国EARの該非判定欄も設けて頂きたい。	輸出者としてメーカー等から取り寄せた該非判定書の内容確認を行う際に、各社フォームが異なると確認に時間を要するため。	具体的な改善案は現時点ではないが、フォームを統一することにより該非判定に関する業務の時間短縮のみならず、将来的には輸出者における確認の自動化が可能になると思われる。
6	米中対立下での両国経済安全保障政策に対する対峙すべく官民連携の一層の強化	経済産業省で把握される米中当局の政策動向の日本の産業界への共有、および日本企業の米中貿易実感を踏まえた両当局との交渉・主張など、米中対立の中で日本企業のレジリエンス強化を図って頂きたい。	米中対立下、両国の経済安全保障政策により、日本企業が板挟みとなる状況の悪化が見られる中、これらに対する一民間企業として対応には限界があることから、官民連携の上、わが国産業の維持発展することが必要となっている。	
7 (継続)	外交手続きの免除・簡素化	原子力関連部品等の輸出許可取得の前段階で行われる外交手続きにかかる時間が不確定、かつ長すぎるため、仕向地国企業との競合において不利となる。外交手続きの簡素化ないし免除を検討して頂きたい。	現在別表第2項に該当する原子力関連の部品等を輸出する際は、経済産業省より外務省経由、仕向国政府から輸出先企業に用途確認等を行い、その確認は仕向国政府より外務省経由で経済産業省から輸出者に通知され、ようやく輸出許可申請、許可取得の手続きとなる。この間、ゆうに半年が経過する。この「外交手続き」は、輸出契約締結が条件とされているが、完了までの期間はコミットされず、見込みで決めた納期は輸出者のリスクとなる。契約締結後の手続き期間が読めない状況は、輸出者が契約上の納期リスクを抱える上に、納期も半年以上かさ上げされ、仕向国の地元企業との競合の際大きなハンディとなっており、国際競争力の観点からも検討をお願いしたい。	外交手続きについて、例えば「4か月を超えて確認がない場合は確認できたものとみなす」などの期限を設け、最大期間を確定頂きたい。また、原子力等の用途であっても明らかに非該当の部品部材の輸出契約については外交手続きを免除し、日本国経済産業省の輸出許可のみ必要とする、といった規則運用を検討して頂きたい。